



Title	あるアイヌの「共生」の内実 : 貝沢正の二風谷ダム問題に関する記録から
Author(s)	新井, かおり; ARAI, Kaori
Citation	アイヌ・先住民研究, 2, 57-74
Issue Date	2022-03-01
DOI	https://doi.org/10.14943/Jais.2.057
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/84503
Type	departmental bulletin paper
File Information	03_2_Arai.pdf



【論文】

あるアイヌの「共生」の内実 ——貝沢正の二風谷ダム問題に関する記録から——

新 井 かおり*

要 旨

現在、アイヌと「共生」という用語は頻繁に結び付けて語られるが、多義的に解釈される言葉である「共生」の意味や、その内実についての議論はほとんど存在しない。本論では後に二風谷ダム裁判となった、貝沢正の二風谷ダムの問題に関する最晩年の記録などから、二風谷ダム問題における貝沢の「共生」の内実を探った。その結果、貝沢にとっての「共生」のナラティブは、アイヌの生きた土地と人々の尊重のためであり、ローカルな文脈に依拠し具体的に語られていることを見出した。また当時の事情に鑑みてアイヌの生きていることへの承認が急がれたため、テレビのインタビューで貝沢はステレオタイプの「共生」を語っていた。一見、矛盾するかのように見えるこの二つの「共生」のナラティブは、貝沢の中ではアイヌを尊重するという思いから来たもので実は矛盾ではない。「共生」の二つの側面を見ることで、今後のアイヌと「共生」の議論に貢献したい。

キーワード：貝沢正、アイヌ、共生、二風谷ダム問題

1. 初めに

近年のアイヌについて説明される言葉に「自然と共生」する民族、というものがある。2020年に開園した国立のアイヌ文化の博物館「ウポポイ」はその正式名称を「民族共生象徴空間」とするなど、「共生」は現在においては行政用語としても用いられている。

「民族共生象徴空間」（通称ウポポイ）の基本方針では以下のように説明される。

- ①自然と共生してきたアイヌ文化の理解を深める。
- ②異なる民族が互いに尊重し共生する社会のシンボルとなる空間を形成する¹。

アイヌが「自然と共生」してきたアイヌ文化への理解を深め、社会の認知度を上げることで、「民

* 北海道大学アイヌ・先住民研究センター

1 「国立民族共生公園全体基本設計」2018。[2021年10月1日アクセス]
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/tosijyu/ud49g7000000jqql-att/splaat000001abm8.pdf>

族との共生」が叶う、という想定であろう。しかしここではどのような状況を「共生」というのか、その内実については語られていない。「共生」を用いる場合の同様の傾向は行政だけではなく、和人側にもアイヌ側にもみられる。この「共生」という用語は、必ずしも目的が一致するとは言えない多様なアクターが用いることができるほど曖昧で、見出す人によってその意味内容は異なっている多義的な言葉であり解釈の余地がある。

アイヌに関する「共生」の用いられ方には、この用語によって「うわべだけの多文化主義」による「慰めを得た気にさせる錯覚」を起こさせるのではないか（モーリス＝スズキ・市川 2020：36-37）と批判されてきたが、管見においては特にアイヌの「共生」のはらむ問題には応答はなく、議論が深まらないまま、「共生」がなかばスローガンのように用いられている。それは果たして「共生」という用語を用いることで目指す本来の目的に合致するのだろうか。

論者は貝沢正^{かいざわただし}（1912-1992）の文献を預かり（以下、貝沢とする）、貝沢をアイヌ側からアイヌ史を解釈しなおそうとした人物と評価し、論じてきた（新井 2021 など）。貝沢の業績として一般に有名なものに 1988 年と 1991 年などの二風谷^{にふたに}ダムの問題についての訴えがある。この問題は貝沢の死後、萱野茂^{かやのしげる}と長男の貝沢耕一^{かいざわこういち}によって通称「二風谷ダム裁判」となり、1997 年にアイヌの先住性を司法が初めて認定し、その後確定した判決を得たことで、現在への影響が大きい。貝沢の訴えはマスコミによって日本社会に広く知られ、貝沢は“自然を守るアイヌ”の代表的な人物であるかのように描かれ、受け取られてきた。

だがそうした貝沢像は貝沢の一部の側面が和人社会との関係の中でフレームアップされ、作り上げられてきた像ではないか、という違和感を論者は持ってきた。貝沢の孫として彼の言葉を聞いてきた記憶や、貝沢の個人的な資料を分析して浮かび上がる貝沢の像と、それら社会で描かれる貝沢の像が一致しないからである。その点について迷いがあったが、論者は貝沢の研究を進めるにつれて、どの貝沢像が正しいかを論者が判断するのではなく、貝沢にそのようなアイヌ像を生成させた当時の文脈や、その主張の中身やその目的に着目すべき、と考えるようになった²。

本論で二風谷ダム問題の訴えの中の「共生」を、その発生した時点から検討することで、貝沢にとって何が「共生」だったのかについて考えを深め、アイヌに関する「共生」の議論に寄与したい。

2. アイヌと「共生」の先行研究

アイヌについて枕詞のように頻出する「自然との共生」だが、木名瀬高嗣^{きなせたかし}によれば、アイヌと自然のイメージの結びつきは、戦前からのアイヌ文化研究のアイヌは狩猟採集民であり自然に近い、という語り口に源流があり当時は『未開性』と結合する形で「否定的に」（木名瀬 1998：183）

2 この点についてはRanco, Darren J. の論文から示唆を得た。アマンダ・ゴメス氏の教示に感謝したい。

発せられることが多かった。その自然に近いという語り口は1970年代以降のアイヌと和人双方を含んだアイヌに関する問い直しや諸運動によって、肯定的に裏返されて使用されていく。

同じ時期にもともと生態学の用語であった「共生」が、環境危機への恐れによって、人間と生態系の持続的な関係を求める言葉として用いられるようになった（川本2008：12-13）。こうして「共生」、あるいは「共に生きる」という言い方は、人間と自然だけではなく、人間間の望ましいあり方を示すものとしても定着していく。文筆家でアイヌの諸運動を支援し関わってきた花崎皋平^{はなざきこうへい}がその著名な例である。花崎は「その時代の条件は、差異を認め合い、多様性を社会の資源とする思想と文化をかつてなく切実に必要としてきている」との分析に基づき「これからは、生活の具体的な場で共生を実現するための生き方の流儀を運動の諸経験からみちびきだし、それを『共生のモラル』『共生の哲学』として練り上げる作業が必要となってくる」（花崎2001：211-213）と述べる。

1980年代から強い日本経済にひかれた外国人労働者が日本に移住し、ニューカマーに対する対策が必要となったことでも「共生」が語られるようになった。1990年代からは地方自治体でも政策の用語になり、2005年に総務省が「多文化共生推進プログラム」の委員会を立ち上げるなどした（岩淵2010：15）。「共生」が広く用いられるようになる過程でニューカマーの問題がクローズアップされ、塩原良和^{しおばらよしかず}によると「日本はかつて単一民族国家であったが、それがニューカマー外国人住民の増大によって多文化化してきた。それゆえ日本は多文化共生社会を目指さなければならない」というナラティブが一般的となり、在日コリアン、アイヌ、沖縄諸島の人々などのオールドカマーの「苦難の歴史が忘却」（塩原2012：27-28）される恐れのある時期もあった。

「共生」の用語が再びアイヌと結び付けて語られるのは、1997年の（通称）「アイヌ文化振興法」の制定以降の官民挙げてのアイヌ文化振興の取り組みと、2019年の（通称）「アイヌ施策推進法」の制定による「民族共生象徴空間」の建設や運営などの取り組みによってからである。けれどもかつて望ましい未来を創造するためだった「共生」は、行政用語として広く使われるうちに、歴史的な反省や権利獲立を抜きにした「なかよくしましょう」（東村2016：12）に変質しつつある。「共生」という用語は、その響きの美しさを保つために、モデルに適合しない現実から目をそらすか、排除することが行われやすいという欠点を持つ（梶田・丹野・樋口2005：295）。また、本来歴史的な政治的・経済的に絡まって生じる問題であっても、「共生」は過度に文化やエスニシティの問題に還元してしまうおそれが指摘されている（梶田・丹野・樋口2005：296）。

「共生」という用語の陥りがちな欠点に留意しないと、実践において「共生」はマイノリティの個々の人々を排除する機能も果たし得る。

3. 二風谷ダムに関わる歴史

二風谷ダム建設は国家的プロジェクトの一環だった。本章では二風谷ダムの建設問題に対して、

二風谷のアイヌはどのようにこのダム建設という状況と交渉したのかを主眼とした、二風谷ダム問題の歴史の流れを、貝沢の資料と新聞記事などを用いて整理する。

3. 1 背景——土地の所有

二風谷ダム問題を語る上で前提となる、アイヌの土地所有に関しての歴史をまとめる。1869年(明治2年)に設置された開拓使(現、北海道)は北海道の開発を進め、1872年に「北海道土地売貸規則」と「地所規則」を施行し(榎森 2007: 394)、土地の私有を認めたが、アイヌには認めなかった。さらに1897年に「北海道国有未開地処分法」が制定され、和人による北海道の土地の占有が拡大した(榎森 2007: 423)。

当時のアイヌの日本語の習熟度の問題から土地払い下げの手続きは難しく、鹿猟も禁止されたこともあいまって(1867年)、沙流川流域の多くのアイヌは生命の危機に瀕した。このアイヌの惨状に対して、イギリス人の宣教師ジョン・バチラーらによる救済のための諸活動が行われ、多くの知識人のアイヌに対する人類学的な関心の高まりもあって(榎森 2007: 433-438)、アイヌ“保護”のための機運が高まり、1898年に「北海道旧土人保護法」が制定・施行された。この法律によってアイヌに“給付”された土地は和人に与えられた面積よりずっと少なく、下付の十五年経過後に未墾の給与地は没収され、譲渡の手続きは道庁長官の許可を必要とされるなど、ほとんど所有権とは言えないものであった(榎森 2007: 440-442)。

一般に「北海道旧土人保護法」などによるアイヌへの勸農は成功したとは言いがたいが、二風谷のアイヌはややおもむきが異なっている。この法律による給与地は二風谷52戸の住民に対し一戸平均で2・8町歩、100%開墾され、未墾地はなかったとされる(平取町史編さん委員会 2003: 1538)。江戸時代から農業が盛んであったという基礎がある沙流川流域は、自分で開墾した実績によってその土地を与えられた(平取町 2006: 105)ので、開墾に励むのが常であった。二風谷ダム問題で焦点となった二風谷のアイヌの給与地は、二風谷のアイヌ自らが開墾し所有を勝ち得た土地だったのである。

3. 2 背景——アイヌのコメ作りと、その失敗

二風谷のアイヌは主に雑穀を栽培して食べていたが、貝沢の父・貝沢与次郎など「旧土人保護法」のもとで定められた「旧土人児童教育規程」による旧土人学校で日本人への同化教育を受け、強迫的なまでコメ作りに向かっていく(新井 2017)。二風谷のアイヌのコメへの志向は、戦時中の配給によってコメがアイヌに配られたことによってさらに強まり、終戦後しばらくまで米と大豆の交換比率が三倍も違うので「畑づくりでは損」(貝沢 [1993] 2010: 179)だったことから持続し、コメ作りの意欲が定着した。水害が多発していた沙流川も、後にダムに沈むことになる川向に貝沢ら地域住民の要請によって1966年に築堤が建設され、造田が行われコメ作りができるようになった。

戦後の二風谷のアイヌの土地所有の喪失の大半の理由は、コメ作りの意欲がありながらも、たび重なる冷害や減反政策によって農業が立ちにくくなったことによる。ダムの用地であった川向は各自の開墾の実績によって明治期に与えられたので細切れであり、それを貝沢が農地委員に当選（1946年）して主導し交換分合を成功させ（平取町1974：360）、短冊状に整えた。そのことがかえって売りやすさを招き、「旧土人保護法」の改正で北海道庁長官の許可があれば、一般農地と同様に売却可能になり多くのアイヌの農家が給与地を手放していった（貝沢[1993]2010：206）。残った農家は平取農協の一般銀行より高い金利で借金をし、「暮れになると農協の理事の居並ぶ前に呼び出されて『このままだと借財は増えるだけだ。今のうちに土地を放せ』といわれ」（貝沢[1993]2010：208）、農協に土地を差し押さえられた。その時代の貝沢の兄弟を含む二風谷のアイヌの農家は、農協に加入した26戸のうち23戸が赤字経営だったと報告される（沙流川水資源対策調査団1976：231）。

3. 3 二風谷ダムの計画の現れ

戦後の高度経済成長を背景とした1969年策定の第二次全国総合開発計画（新全総）の目玉の一つとして、北海道には日本最大の大規模開発事業、苫小牧東部大規模工業基地（苫東^{とまととう}）が構想され、翌1970年に閣議決定された。当初の構想では鉄鋼業などの重厚長大産業を誘致し工業団地を形成するとされ、その工業用水の取得ため、翌年に北海道開発局が予備調査を開始、1973年に沙流川に二基のダムをつくるのが計画された。

平取町^{びらとり}は1972年に「第二期平取町総合振興計画」（1972-1981）で、沙流川にダムを設置することを述べていたにも関わらず（平取町1974：458）、住民への説明は実施計画調査の開始された1973年になってからであり（二風谷ダム工事誌編集委員会2000：4）、この対応は水没予定地の農家の住民の不信をかけていた。ある住民（アイヌかどうかは不明）は、「結局は反対するわけにいかないのかもしれないが、一体どんなものが出来るのか、早く地元民にわかるようにしてほしい。転業するにしても、具体的な計画を示してもらわなくては—」³と、生業を変えねばならなくなり生活が根底から覆されることへの不安を口にした。二風谷は1962年から順次に観光地化されており（二風谷部落誌編纂委員会1983：162）、観光に従事するアイヌにはダム建設による観光地化が進むことへの期待があるなど、住民たちは一枚岩とは言えない状態であったが、この時点で住民には反対のトーンが強かった。

それまでも公共事業への疑問を呈した著名なジャーナリスト本多勝一^{ほんだかついち}も苫東開発に反対する記事を朝日新聞などに連載し始めた。同年には苫小牧地区労を中心に反対運動が起きた⁴。地元平取町^{びらとり}は「基本的には反対」としながらも、各種団体の反対運動の申し入れを、山田佐永一郎町長^{やまださえいいちろう}が「成田空港などのように地元民を不幸にさせることはできない」として断り（二風谷ダム工事誌編集委員

3 北海タイムズ、1973年1月15日、「地元農漁民強い反対姿勢 “周辺対策どうした”」

4 北海道新聞、1975年9月27日、「どうなる “苫東計画” 反対運動実力阻止（地区労）が波紋」

会 2000：5)、議会に「沙流川水資源対策特別委員会」を設置し検討をした。また、動揺する住民に的確な情報を与え、町自らも対応するために(水資源調査団 1976：はしがき)、1975年には町独自の調査を、池田善長^{いけだよしなが}北海学園大教授を団長とする「沙流川水資源対策調査団」に依頼し、以下の調査報告書を得た。

①観光面でのメリットは認められない。②開発局側の説明では両ダムの主目的は“治水”となっているが、事実は苫東への“工業用水”供給のものでしかない。③現在でも冬期間に水不足があることから、工業用水を取水すればますます水問題は深刻になる⁵。

この報告書の提言は「ダム建設についてのすべての計画、影響予測調査を全住民に“公開”し、不安のないことを確認した上で住民の賛否を問うべき」⁵というものであり、この時点では二風谷ダム建設の計画に「強い影響をもたらした」(二風谷ダム工事誌編集委員会 2000：5)。一方でこのころ土地をもつアイヌが開発局に土地を売る希望は潜在的には高かった。

借金で土地を手放したウタリは沢山いたけれど、いまは手放したくても誰も買う者がいないから農協でも買ってくれない。そりゃ、大きな声でダム建設に賛成という者はおらんだろうが、このチャンスに手放せるなら、と思ってる者は多いんじゃないかな。(相神 1978：127)

3. 4 賛成に転じる二風谷アイヌ

開発局は「地元からの理解を得ることが絶対必要条件」(二風谷ダム工事誌編集委員会 2000：9)として対応を進め、1982年に建設予算を得、同年に地域振興整備計画(二風谷ダム工事誌編集委員会 2000：9)を、「水源地域対策特別措置法」の第12条が定める「特別措置」による負担金の一部を道が負担するという案が、道と町の協議過程において浮上した⁶。

翌1983年に開発局は当初の計画を変更して、二風谷ダム建設の主目的を工業用水の取得目的の“利水”ではなく、洪水調節機能のための“治水”に強調点を移した(萱野・田中 1999：82-95)。苫東開発計画が当初構想していたような、大量の用水を必要とする鉄鋼や石油化学工場の苫東への誘致はオイルショックもあって成功していないので(二風谷ダム工事誌編集委員会 2000：8)、二風谷ダムを建設する必然性は薄れ、その批判を避けるために当初の建設計画の強調点をずらす必要があったのであろう。

これによって平取町にとっても、二風谷ダム建設の大義名分を得ることができ、それまで“慎重”な態度だった平取町はダム賛成に傾く。地元地権者も、開発局に「先例地ダム視察」の旅行に連れ

5 北海道新聞、1977年2月26日「二風谷、平取両ダム建設 観光メリットない」

6 北海道新聞、1982年5月11日、「沙流川総合開発 地域振興費を補助」

ていかれるなど⁷、折にふれてダム建設への期待を持たせるような青写真を示されていた。

1984年には北海道が平取町に地域振興費 21 億円を交付することが決定され、この流れはゆるぎなくなった。翌年には貝沢ら以外の地権者の委任を受けた「沙流川ダム地権者協議会」が北海道開発局と損失補償基準に合意して協定書に調印した⁸。公共事業に利用する土地は「租税特別措置法」に基づき、期限内に売らなければ税法上の優遇措置を受けるが、期限を過ぎると有税になる。しかもいずれ強制収容されるので、抵抗は意味が無いと思われ⁹。1986年には貝沢ら以外のほとんどの用地買収は終わった（二風谷ダム工事誌編集委員会 2000：14）。

売却した地権者らは土地に想いをもっていたが、その思いは汲み取られていなかった。あるアイヌの地権者は調印の際に「淡水魚の養殖や釣り、遊覧船の使用など数項目の要望」を開発局に申し入れたが「ほとんどがナシのつぶて」で考慮されなかったという¹⁰。

3.5 貝沢らが反対を表明する

貝沢はしばしば本多勝一の訪問を受け、この問題のみならず公共事業や自然保護に関する新聞記事を丹念に切り抜きファイルしながらも、このころは表立った反対は示していない。貝沢が永らく公けには反対を表明しなかった理由を、長男の耕一は以下のように語る。

（貝沢正と萱野茂の）2人とも地区では中心的な立場にいたので、自分たちの影響を考え、ぎりぎりまで反対の表明をしなかった。土地は各々の財産であるから、自分たちで考えて、自分たちで納得してほしいと考えたのである。（貝沢耕一他編著 2011：14）

貝沢の「立場」について時期をさかのぼって説明する。1972年の平取町「第二期平取町総合振興計画」で、沙流川にダムを設置することをうたっていたことを前述した。この計画には二風谷に「アイヌ文化を中核とした」観光開発をすすめる、とも述べられていた（平取町 1974：466）。平取町にとって二風谷の観光の振興は他の産業振興と同様に二風谷ダムの建設を前提としていた。1973年に設立された二風谷商工振興会（二風谷部落誌編纂委員会 1983：233-236）は、1985年に二風谷観光振興組合に改組され、その設立趣意書には、「二風谷地域の観光振興を図り商工観光関係業者の経営の安定を促進するため、必要な事業の実施を図る」¹¹とされている。二風谷ダム建設によって計画される観光振興開発の受け皿としての意味合いもあったものであろうか。今でも二風谷の観

7 貝沢の資料に「先例地ダム視察質問事項」と題された青焼きの紙が残っていた。中身はQ&Aや、行程表など。

8 北海道新聞、1984年3月12日、「沙流川開発の用地補償解決 本着工へ大きな弾み」

9 貝沢美和子、2007年8月9日、貝沢耕一宅でのインタビューから。

10 朝日新聞、1989年2月4日、「巨大クレーン大地に穴 天の恵みをなぜ奪う」

11 吉原秀喜氏、2021年10月4日、zoomでのインタビューから。設立趣意書は貝沢の資料に残っている。

光のかなめである二風谷アイヌ文化博物館や沙流川歴史館も二風谷観光振興組合との協議の上、建設されたものである。両組合とも当初から貝沢は会長として観光振興計画に携わっていた。

貝沢が行動を起こしたのは1986年、中曽根康弘首相の単一民族国家発言問題が起きた時期であり、それを理由にダムの水没に対する補償交渉をボイコットしてからである^{12, 13}。

貝沢は中曽根の単一民族発言に対して、道が実施したウタリ生活実態調査で約七割のアイヌが「差別経験がある」と答えている例を挙げ¹⁴、「差別された側が『差別を受けた』と言っているのに、首相は何を根拠に差別はないというのか」¹⁵とコメントをした。また貝沢は「ウタリ協会にて中曽根総理への抗議文の原案づくり」と日記に記している（1986年10月23日）。貝沢の手稿は残っていないが、タイプで打ってある「抗議書」があり、貝沢の原案に近いと思われる。

抗議書

先の“知識水準”と、その釈明をめぐる首相発言は、単に米国の少数民族を侮辱したばかりでなく、世界の複合民族国家の名誉を著しく傷つけたといっても過言ではないと考える。

さらに、日本民族の「単一性」を誇示しているが、我々アイヌ民族は、歴史的にも異人種、異民族として取り扱われ今日に至っている。このことが北海道旧土人保護法にも位置付けされている。

アイヌ民族としての言語、信仰、文化、生活習慣などが日本政府の同化政策によって画一化されつつあるとしても、決してこれは単一民族の決定条件とはならないと考える。

今こそ日本国内にいる少数民族の存在を認め誤った「単一民族国家」の概念を払拭する釈明をすべきであり、我々アイヌ民族は強く要求する。（以下略）

アイヌがまだ先住民族として認定を受けておらず、アイヌに関する法律も「旧土人保護法」しかなく、国内での注目が薄かったその時、貝沢にとってアイヌが現に存在することを否定される事態への危機感は強かった。貝沢にとって中曽根首相の単一民族発言も、二風谷ダムの土地強制収用も、自分たちアイヌが国によって抹消されつつある証左と感じさせたのではないか。

補償を拒んだ貝沢らに対して、1987年に建設大臣は北海道収用委員会に対して収用裁決を申し

12 朝日新聞、1986年10月16日 「アイヌ、ダム交渉ボイコット 首相の単一民族国家論に抗議」

13 貝沢のファイルに「同胞のみなさんへ」という関東ウタリ会の呼びかけ文が残っている。それに萱野がアイヌ語と日本語で表記した文章が掲載されている。その日本語のみを論者が句読点など補って記す。
「(前略) ずっと昔に大勢の和人が私共の北海道、アイヌの国土へやって来ました。それと同時に民族の言葉、アイヌ語でありましたが、かすみのように消えてしまいそうになりました。そればかりではなく、日本人からはこの世にアイヌがいらないと言われているのです。私共アイヌは神々と共に、腹を立てた心を持っているのであります。二つの長い話三つの長い話、私は言わないが、何時までも私達ウタリが励ましあって団結し、和人の国その首相へ、アイヌがいること知らせましょう。」

14 北海道新聞、1986年10月22日、「首相単一民族説を強調 道内の関係者に不快感」

15 朝日新聞、1986年10月22日、「私にもアイヌの血 マユヤヒゲが濃い」

立て（萱野・田中 1999：6）、貝沢らは意見陳述（「収用委員会における陳述」（貝沢 [1993] 2010：166-185）をしたが、収用の裁決がされた（萱野・田中 1999:146-167）。その訴えについては後述する。

3. 6 ダム問題の広がり

その間、1988年にはダム建設のための現地調査や、定礎式が行われるなど着々と着工の準備が進められ、それにつれて貝沢らは地元の住民からバッシングを受けるようになってきた。あるアイヌは「ダムに反対する兄とは、口をきかなくなった。『萱野さんたちの理想はよくわかる。でも、おれらは食っていかなければならない』」¹⁶と語っている。萱野茂によれば住民たちは開発局側から「萱野茂と貝沢正が判こさえ押せば、その地域にある砂利を何々業者に売って、その益金で地域振興を図ろう」（萱野・田中編 1999：143）と言われ、反対をする貝沢らを地域の振興事業を遅らせるトラブルメーカーのように思ったのではないか。二風谷ダム事業は「水源地域対策特別措置法」に基づく「生活再建対策」として観光地の整備以外にも、道路の改良や、二風谷小学校の改築など（二風谷ダム工事誌編集委員会 2000：14-15、185-205）、地域の生活に密着した事業を含めているので、なおさらであった。ましてや前述のように貝沢らが二風谷ダム建設と深くかかわる二風谷の地域振興計画に携わる「立場」なので、地元の人たちが矛盾を感じやすい。

だがこの問題はローカルな文脈を超えて、民族全体を揺るがす展開になった。それまで「地域の問題はそれぞれが解決すべき」として「介入しない方針をとっていた」ウタリ協会も、1989年から二風谷ダム問題を「アイヌ民族の権利にかかわるもの」と位置づけ、「サケの伝統漁法の復活」と「用地補償問題について」の配慮（北海道ウタリ協会 1989：691）を求める、それぞれ萱野と貝沢の意見を敷衍した要望書を出した¹⁷。また、野村義^{のむらぎいち}一理事長は、1997年の国際労働機関（ILO）総会で、首相の単一民族問題とともに、「ダム建設に伴って、アイヌの地権者に対して土地強制収用や漁業権の否定がなされた」などを訴えた（北海道ウタリ協会 1989：702-703）。

4 二風谷ダム問題の訴えの核心

本章ではその後の二風谷ダム問題／裁判について記述すると共に、貝沢が二風谷ダム問題で何を訴えようとしていたのかを探る。

4.1 国に対する貝沢の訴え

1987年に北海道収用委員会が収用裁決の申し立てをし、翌年に貝沢正が収用委員会に対して意見陳述をしたのが「北海道収用委員会における貝沢正の申立」である（貝沢 [1993] 2010：166-

16 朝日新聞、1991年11月17日、「土地収用巡り亀裂なお深く 北海道・二風谷ダム」

17 北海道新聞、1989年1月13日、「二風谷の土地収用問題で『アイヌの立場考慮を』ウタリ協会が道に要請」

185)。貝沢はこの三点を要求した。

(前略) 私達は苦しみに苦しみ抜いて、やっと護岸ができ、水田ができ、それから水久橋がかかって、これからやっとあたりまえの百姓になり、米も食えて、安心して生活できると思っていた矢先にこのダム計画が発表され、跡継ぎをする子供たちも足が地につかないで次々と村を出ていって行くわけなんです。私がここで要求したいことは、先程も申しました農業休止補償を一年だけではなく、アイヌを苦しめた長い歴史の補償として100年間も見て欲しいということ。それから強制的に農業に転換させてやっと定着したところで、土地を取り上げようとしているから、再び狩猟民族に返してもらって、狩猟と漁業で生活できるように補償してほしいということ。それから沙流川周辺のコタンの裏山にある社有林全部を元の地主であるアイヌに返してほしい。ただで北海道の土地を取り上げたのであるから、ただでアイヌに返してほしい。(貝沢 [1993] 2010 : 185)

1989年に貝沢らの陳述に対し、傾聴に値するが収用委員会として処理すべき権限を超える、という異例の意見書をつけられた明渡裁決がなされた(萱野・田中 1999 : 153)。貝沢らは十二名の弁護士を結成し「行政不服審査法」による審査請求を申し立て、1991年に建設省において行政不服審査の第一回審理で貝沢が意見陳述をしたのが以下の「私の想い」である。

(前略) ダムが完成して湛水^{たんすい}されるまで私は生きながらえるかどうか予測はつかないが、その時には私は先祖の残してくれた大地に小屋を建て、湖水の底の人柱になる決意を固めている。そうでもしなければ先祖の所へ行って何とも弁解しようもない。アイヌモシリ破壊を認めた責任をとらなければならない。(貝沢 [1993] 2010 : 196)

国は公共施設の建設地は最も弱体な所に目星をつける。それが図に当たった。二風谷ダムは、最も弱いアイヌが北海道旧土人保護法で給与された給与地が過半を占めている。反対運動もなく赤旗の一本も見ないままに建設工事の過半が終わっている。このように封建時代から侵略者によってこの地の先住者アイヌは苦しめられて五百余年。時代が進み侵略者の数が増えるとともに圧政はますますひどくなった。わけても明治の天皇制政府の成立はアイヌの国土をねこそぎ奪っただけでなく、人間として大切な精神文化も奪ってしまった。今の多くのアイヌは無気力になってしまっている。沙流川流域は、製紙業者・製材業者・製炭業者の乱伐により丸裸にされ、丸太の流送のため蛇行している部分を削り、洪水を起こす川となってしまった。築堤もでき、ようやく川向いが本当に我々の土地となった時、今度はむりやり川向いから我々を追い出す。これでもか、これでもかと圧迫されながらも、アイヌの一部はアイヌモシリ(北海道)で生き続けている。(貝沢 [1993] 2010 : 218)

貝沢はアイヌと和人の関係におけるアイヌの被害の歴史を家族史や自分史によってその体に刻み、

生涯三回に渡って歴史書の編纂に当たった。その歴史経験によって、植民地化されたアイヌの土地が、なんらアイヌの承諾を得ることなく、本来他者である和人によって無軌道に開発されていることに、強く怒りを感じる。

強制収用の取り消しの口頭意見陳述は建設省に公開を拒まれたが、弁護団の調べで代理人の資格に制限のないことがわかったので、代理人を各マスコミに指定し（田中 2007：31-32）、この問題は一斉に報道され、全国に広まることになった。その後この訴えは、1992年の貝沢の死後に長男・耕一が引き継ぎ、萱野茂と共に「二風谷ダム裁判」の訴えのもととなった。前述のように司法がアイヌを先住民族だと認定した裁判である。

4.2 「共生」のナラティブ

貝沢が大腸がんを患い入退院を繰り返していた1991年の10月に「旅の青年とといったいで立ちの、当時なものでもなかった」^{きたがわだい}18 北川大が、5日間かけて行ったインタビューの記録を了解の上、利用する。その内容は具体的で詳細であり、他にはない情報がある¹⁸。

北川はインタビューの冒頭で貝沢がリゾート開発への反対を強調したのに対し、乱開発の問題といえば、二風谷ダム問題こそではないか、と問うと、貝沢が「二風谷ダムはそれほどのことでもないんです」と答えたことに驚愕した、と著書に書いている（北川 2003：137-138）。二風谷ダム問題が“一部”とすれば、貝沢にとっての“全体”とはなんであったのか。

インタビューに応じる貝沢の雰囲気がいかにもリラックスし、受け答えに銜いが無いのは、北川が貝沢をしばしば「おじいちゃん」と呼ぶ関係の親しさと、「正さんが、自然保護をやっていきたいという姿に、僕は自然を大切にしてきたアイヌの現代的な生き方を見るのですが？」(7p.)と評価する北川の真摯さによってこそだろう。その問いかけに貝沢は以下のように答える。以下ページ数は北川のインタビュー書き起こしに準じる。

そうね、萱野さんが、アイヌ文化の言葉を残したいというのは、実際は必要かも知れないけれど、アイヌ文化の基本になるのは、自然生活の中に、自然を大切に、自然とともに生きるというのが、アイヌ文化の基本だからね。やっぱり一番失われている北海道の自然というものを、アイヌ文化を通して見直していく、それが社会に対して呼びかけるひとつのあれだろうし、北海道を守る大きな基本になるんでないだろうか。アイヌ語ばかりでなく。アイヌ語を通して、アイヌが自然を大切にするという文化を広めていこうというのが、やっぱり自然保護の中につながっていくんでないだろうか。共通の問題で。だから、アイヌだけの問題でなく、シャモが北海道の住民の全部の問題だか

18 北川大氏に対する新井かおりのインタビュー、2021年10月5日、北川の自宅にて。

ら¹⁹。(7p.-8p.)

貝沢は二風谷ダムの建設そのものについて反対しているというだけではなく、このころは自然保護の問題を語ることによって、アイヌの歴史やアイヌの人権問題などの全体を包括して語るようになっていた。そこには次のような歴史認識がある。

(前略) ダムやることを賛成していないし、自然破壊の最たるもんだろうし、二風谷の何十年もかかって作り上げた農地が無くなってしまふということは、二風谷の生活を根底から破壊するということだし、いわゆる開発の為に、アイヌが過去においてもずっと犠牲になって、最後の犠牲を強いられるというのが今のダムの問題でないだろうか¹⁹。(38p.)

健康不安を抱えた貝沢は、北川の背後に、アイヌを含む地域住民のみならず、和人社会や、次の世代の人々を見ていたろう、と北川は語る¹⁸。であれば、このインタビューは貝沢の遺言とも言えるものだ。

アイヌの、地元の伝統的で歴史的な知識を学ぶことで、アイヌの暮らしてきた北海道の自然の保護にもつなげていく、そしてそれが和人も「共通」した問題だと貝沢が主張する。それが貝沢にとって“全体”の問題であり、二風谷ダム問題はそのことを訴えるきっかけであり、一部なのだ。貝沢にとつての「共生」のナラティブは、アイヌの生きた土地とそこに住む人々の尊重のためであり、ローカルな文脈に依拠しているが、和人を排除するわけではない。これが和人のみならずアイヌにも広く共有される可能性のある貝沢の「共生」のナラティブである。

4.3 ステレオタイプ的な「共生」のナラティブ

1991年12月25日に行われた、苫小牧市の王子総合病院におけるNHKによるインタビューの書き起こしには、また異なった「共生」のさまが現れる。インタビューは二人のNHK職員によるもので(以下A氏とB氏とする)、その一部が1992年2月6日に貝沢正の訃報を伝える夕方のニュースや、「ETV特集 あるダムの履歴書:北海道・沙流川流域の記録」(2010年、NHKエデュケーショナル)に用いられたものの、大半が公けにされておらず未発表と言えるものである²⁰。A氏とB氏のどちらかが貝沢家に録音テープを提供し、耕一の妻・貝沢美和子^{かいざわみわこ}が文字起こしをした書き起こしを行い、『アイヌわが人生』の編集の参考として論者を含む編集委員に提供された。美和子の了解

19 北川氏のインタビューは『アイヌ我が人生』(貝沢[1993]2010)に掲載されたが、本論では北川氏と貝沢の応答を見るため北川氏から提供されたインタビューの記録を用いる。提供に感謝する。

20 貝沢正の最晩年の姿をとらえたこの貴重なインタビューが、A氏あるいはB氏の厚意によって貝沢家に提供されたことに感謝したい。残念なことにお二人とも故人であり、本来なされるべき本人らの意思の確認ができないので、ここでは匿名で記載する。

を得てここに用いる²¹。

以下は貝沢と A 氏、B 氏のやりとりをこのインタビューから引用し、ページ数の記載はその書き起こしに準じる。貝沢はインタビューの当初、北川のインタビューに類似した、二風谷アイヌである自分や家族の歴史と、地元住民をおきざりにして北海道が乱開発されたことを語っているが、A 氏が「貝沢さんが山や林にこだわるというのはそれだけではなくて、もっと奥の深いものがあるんじゃないですか」(8p.)、「山に対する貝沢さんの想いは、ほくの知る限り、ここ 10 数年非常に強くなったと思うんだけど、それは自分がアイヌであることと関わりが強いわけですか」(9p.)と、誘導的な問いかけをする。貝沢は以下のように答える。

いや、それと今、特に危機感を感じていることは、バブルで金が余ったら内地の金持ちはどんどん北海道に投資をしている。(中略)北海道の人というのは、金にならなければという一種の植民地的な考え方しかないわけなのですよ。(10p.)

貝沢は「アイヌの」思想というよりは、当時の経済状況によって北海道の山地が買い荒らされることへの批判をする。そして沙流川の流域だけでも「アイヌの聖地として」(12p.)木をそのまま残したい、と語り、そのための方法の提言の内容は「ダム周辺域の対策として基金が 21 億円ぐらい(平取町に)入っているんだよ。21 億円で山買ったらどれだけ買える」、だから「治って帰ったらじっくりと町長を説得するべ、と思っている」(13p.)と、具体的であった。しかし、A 氏にとってそうした語りよりも、より「アイヌ精神文化により近づこう、自分がアイヌらしくなろうと思ったのはどういうきっかけですか？」(13p.)と、「アイヌらしさ」に引き寄せた語り誘導しようとするが、貝沢の答えは「いや、特別なきっかけないんだけど(中略)」(21p.)である。

続けて B 氏も「アイヌの心とかアイヌ精神についてはより深く関わろうとしているのは、(中略)ここ数年の動きだと思うんですけど、それはアイヌらしく生きようと思ったわけですか？」(17p.)と、同様に「アイヌらし」い答えを引き出そうとし、貝沢はようやくこのように応じる。

アイヌの精神文化がね、自然とともに生き、自然を大切にするという精神文化が人間の本当の生き方だということも感づいてきたということ。それだけのごまかしではないわな。ただちょっと、これはふつうの人間には考えられないんだけど、この地球上には人間だけでなく、キツネも住んでいるんだ、ということ。それからカラスも住んでいるんだということ。木にも神様が住んでいるんだという精神文化が、人間を育てていく人間の一番大事な文化ではないかとおもうようになったし、それはごまかしではない。(19p.-20p.)

21 当時の書き起こしや利用の許諾など、貝沢美和子氏の協力に感謝する。

A氏、B氏ともに日ごろから貝沢と親しく接し、二人が闘病する貝沢をいたわり気づかう言葉がしばしば挟まれるが、ドキュメンタリーフィルムの性質からか、切り取りのしやすいキャッチーな言葉を貝沢から得ようとする。ここだけ見れば“自然を愛するアイヌ”といったステレオタイプのな語りに見えるだろう。実際、「ETV 特集 あるダムの履歴書」でもこの箇所が用いられた。

インタビューの終わり近くでB氏は「北海道でアイヌもシャモも両方とも、いいかたちで生きられると一番いいんでしょうけどね」(38p.)と水に向け、貝沢が「生きられるよ。精神的な持ち方をやっぱりアイヌに学ばばいいもんな」(38p.)と答えている。管見の限り貝沢が自ら「共生」という用語を使ったことは無いが、こうして「共に生きる」という言い方は生まれている。

貝沢は当初はNHK 職員の問いかけを受け流すなどするが、結局はステレオタイプのな語りを拒絶しない。同胞のアイヌに対してというよりも、マスコミを通して教養ある和人層に訴える戦略を取ることを受け入れたのだ。そうではないと和人が北海道の自然やアイヌの権利回復の問題に対して当事者意識が持てないことが、日頃の活動からよくわかっていたからではないか。何よりもアイヌの存在すら抹消されかねない当時の日本社会の空気の中、アイヌの生きていることの承認が急がれたため、マジョリティに受け入れられやすい求心力のある語彙を用いた。貝沢はマスコミとの“共謀”によって、前述の歴史に根差し幅広い層に向けた「共生」のナラティブを、アイヌならざる和人のオーディエンスが受け入れやすいステレオタイプのなナラティブに切り縮めたのだ。

4.4 二風谷の人々の反感

1997年に二風谷ダム裁判はアイヌの先住民民族認定を勝ち得たが、当初そのことが二風谷住民に現在から想像されるほどには喜ばれていない。貝沢耕一は「この判決が出て、二風谷で祝ってくれる者はいないのです」と語った(北川 2003: 279)。

当時二風谷のアイヌの多くには貝沢や萱野茂らに対する反感があり、反目したことは前述した。だがその反感は貝沢らのようにテレビのドキュメンタリーにまとめられるほど語りが表面化せず、その全体像はつかみにくい。二風谷ダム問題に関する新聞記事などでその主張が傍流の意見として匿名で用いられるほどであり、貝沢らの主張に比べたら全体量が少ない。ここでは当時も今も主流に取り上げられないアイヌに関する記事が多い地方誌「北方ジャーナル」から、二風谷ダム建設“賛成派”とされたアイヌの声を拾う²²。

記者と旧交のあるウタリ協会員は「萱野さんらの訴訟は個人的問題。何を考えてそうしたか、私

22 二風谷ダム問題に関しての「北方ジャーナル」の記事がある号は以下の通り。1986年10月号、1992年4月号、1994年10月号、1994年12月号、1995年1月号、1996年11月号、1997年5月号。1994年10月号「萱野茂参議の肖像」では、貝沢正の主張を萱野茂の主張とするなど、しばしば事実誤認レベルの記載があることに注意しなければならない。

にはわからない。それなのに萱野さんがアイヌ民族を代表して起こした訴訟のように思われ、マスコミは二人を民族の聖地を守った英雄扱いだ。どんないきさつや事情があっても祖先からの土地を人に渡すのはつらいこと。萱野さんは町議としてもダム観光に力を入れていたし、ダムができれば町も景気づくというので私達は土地を売った。それが実態だ。アイヌ文化の価値や先住が認められたことは嬉しいが、一番先にまた萱野さんの自慢のタネが増え、シャモからの株があがったなど思った。感謝する気持ちは湧かない」と語った²³。

貝沢らが「英雄扱い」されるイメージがマスコミに流布されるほど、そのイメージにそぐわないアイヌは、「英雄扱い」の逆となり、二風谷ダム問題や裁判は「自分たちに関係ない」（北川 2003：201-202）と思われた。これらの主張もまたローカルものではあるものの、一方の二風谷のアイヌの主張でもある。アイヌに関するステレオタイプ的な切り口の語りが蔓延したことの帰結と言える。

5. おわりに

前章では、貝沢の主張する「共生」の主張を二つのナラティブに分けて考えた。貝沢の根本的な思想である「共生」ナラティブは、アイヌの土地・人々のローカルな文脈に根差し、その生活を尊重するものであり、アイヌと和人という立場の違いでどちらかを拒絶するものではなかった。沙流川流域に自分たちが存在し、現在もしていること、それなのに過去も現在も流域の山林の管理やダムの建設などの自分たちの生活に影響する決定から排除されていること、将来は流域住民のもつ伝統的な知恵に沿った関わりを流域の環境に対して持つべきであること。そうしてこそ「共生」は実現する、と主張したものだろう。

その貝沢の「共生」のナラティブは、アイヌが独自の民族として承認されず、少数民族でも先住民族でもなかった当時、国レベルにアイヌの存在を承認させることに照準した結果、マスメディアと“共謀”するかのように、アイヌのステレオタイプを用いた「共生」の語りにもなった。この語りを用いて得たマジョリティの共感が日本にアイヌを承認させる突破口を開いたのも事実である。だがステレオタイプが大きくなれば、アイヌがその土地の資源のステークホルダーであるために永遠に“アイヌらしさ”を証明し続けねば、本来の権利を失いかねない。その恐れからアイヌの在り方はいっそう不自由になるだろう。

このほとんど似通い、混在する二つの「共生」のナラティブを混同してはならない。もし後者のみ目を奪われて前者を見ないのであれば、切り取るマスメディアの視角に依存した議論をそのま

23 「北方ジャーナル」1997年5月号。

ま無批評に受け入れ議論を制限することにもなり、アイヌの想いは表面的にしかくみ取られないだろうからだ。

これら二つの「共生」のナラティブは相矛盾するかのように見える。だが資料を検討した結果、論者の想像とは異なり貝沢にはあまり葛藤が見られない。その理由は、どちらも貝沢の、人々こそが大事という思いから来たものであり、その目的を達成するためにはどちらの「共生」のナラティブも共に必要であり、その意味において貝沢にとって実はそれほど大きな矛盾ではないからであろうと論者は推測する。貝沢には、自分だけがアイヌについての語りを独占せず、地元の人たちの財産の処分などの生き方を否定せず、みなが生きられればいい、人々こそが大事という根本的な発想があることはもっと強調されるべきだ。

一方でアイヌに対する社会の認知が進んだ現在、アイヌに関するステレオタイプを用いた主張のみが大きくなるのは、2章で述べたような弊害がある。アイヌ像を固着させず、今なお不平等なアイヌと和人の関係という事実の変革に向かう必要があるだろう。アイヌの「共生」の意味を「なかよくしましょう」（東村 2016：12）のような「共生」に薄めてしまっただけではなまるまい。貝沢ら先人たちの勝ち取って来た「共生」の、その内実を検討しなおすべきではないか。

謝辞

この論文は2008年に立教大学社会学大学院に提出した修士論文を、原型をとどめないほどに書き直したものである。当時の指導教官、桜井厚先生に厚くお礼を申し上げる。

参考文献

(日本語文献)

相神達夫 (1978) 「銀のしずく降れ降れ 二風谷アイヌ部落」『月刊ダン』6：126-133.

新井かおり (2017) 「アイヌ近現代史の諸断層：貝沢正の未発表原稿に見る幼年期の記憶を中心に」『語りの地平』2：80-99.

——— (2021) 「『アイヌ側から見たアイヌ史』はいかに不／可能か：貝沢正資料からみる各アイヌ史の編纂について」『アイヌ・先住民研究』1：173-200.

岩佐奈々子 (2018) 「アイヌの人々の『新しい生き方』の語り：自己の二重性を乗り越える経験から」『日本オーラル・ヒストリー研究』14：151-172.

岩渕功一 (2010) 『多文化社会の〈文化〉を問う』東京：青弓社.

植田晃次・山下仁 (2011) 『「共生」の内実：批判的社会言語学からの問いかけ』東京：三元社.

NPO 法人さっぽろ自由学校「遊」(2018) 『SDGs × 先住民』札幌：NPO 法人さっぽろ自由学校「遊」.

榎森進 (2007) 『アイヌ民族の歴史』東京：草風館.

貝沢耕一編 (2011) 『アイヌ民族の復権：先住民と築く新たな社会』京都：法律文化社.

- 貝沢正（2010 [1993]）『アイヌわが人生』東京：岩波書店。
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人（2005）『顔の見えない定住化：日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋：名古屋大学出版会。
- 萱野茂・田中宏編（1999）『アイヌ民族トーン反乱：二風谷ダム裁判の記録』東京：三省堂。
- 川本隆史（2008）『共生から』東京：岩波書店。
- 岸上伸啓編（2009）『開発と先住民』東京：明石書店。
- 北川大（2003）『アイヌが生きる河』東京：樹花舎。
- 木名瀬高嗣（1998）「他者性のヘテロフォニー：現代のアイヌイメージをめぐる考察」『民族学研究』63(2)：182-191。
- 桑山敬己編（2016）『日本はどのように語られたか：海外の文化人類学的・民俗学的日本研究』京都：昭和堂。
- 児島恭子（2001）「現代のアイヌ文化観の歪み：共生の視座とジェンダー」『昭和女子大学国際文化研究所紀要』(6)：1-17。
- 佐伯胖編（1998）『岩波講座 現代の教育 5 共生の教育』東京：岩波書店。
- 沙流川水資源対策調査団（1976）『沙流川水資源問題に関する調査報告書』出版地不明：沙流川水資源対策調査団。
- 塩原良和（2012）『共に生きる』東京：弘文堂。
- 田中宏（2007）『二風谷ダム判決とその後』札幌：北海道大学大学院法学研究科付属高等法政教育研究センター。
- 手塚薫・出利葉浩司編（2018）『アイヌ文化と森：人々と森の関わり』札幌市：風土デザイン研究所。
- 二風谷ダム工事誌編集委員会（2000）『二風谷ダム建設の記録』札幌：北海道開発協会。
- 二風谷部落誌編集委員会（1983）『二風谷』平取町二風谷：二風谷自治会。
- 花崎皋平（2001）『増補 アイデンティティと共生の哲学』東京：平凡社。
- 東村岳史（2016）「アイヌ政策の分析枠組み：強制された『共生』の構造」『国際開発研究フォーラム』47（8）：1-16。
- （2021）『近現代北海道のアイヌ—和関係の諸相』東京：三元社。
- 平取町史編集委員会（2003）『平取町百年史』平取町：平取町。
- 平取町（2006）『アイヌ文化環境保全対策調査総括報告書』平取町：平取町。
- 方法論懇話会（2020）『療法としての歴史〈知〉』東京：森話社。
- 北海道ウタリ協会編（1994）『アイヌ史 活動史編』札幌：北海道ウタリ協会。
- 本多勝一（1996）『本多勝一集 第15巻』東京：朝日新聞社。
- モーリス＝スズキ、テッサ（2002）『批判的想像力のために：グローバル時代の日本』東京：平凡社。
- モーリス＝スズキ、テッサ・市川守弘（2020）『アイヌの権利とは何か：新法・象徴空間・東京五輪と先住民』京都：かもがわ出版。
- 山田伸一（2011）『近代北海道とアイヌ民族：狩猟規制と土地問題』札幌：北海道大学出版会。
- 渡辺茂・河野本道編（1974）『平取町史』札幌：出版企画センター。
- （英語文献）
- Ranco, Darren J. (2007) The Ecological Indian and the Politics of Representation : Critiquing The Ecological Indian in the Age of Ecocide. In : Michael E. Harkin and David Rich Lewis (eds.) Native Americans And the Environment: Perspectives on the Ecological Indian. 32-51. Nebraska : Univ of Nebraska.

(2021年10月8日受付、2022年1月11日審査終了)

The substance of one Ainu's 'coexistence'

—From Kaizawa Tadashi's own record of the Nibutani Dam issue—

Kaori ARAI*

ABSTRACT

At present, the term 'coexistence' (*kyōsei*) is often associated with the Ainu, but there has been little discussion about the actual meaning and substance behind the term, which is usually interpreted ambiguously. This paper explores the substance behind Kaizawa Tadashi's use of the term 'coexistence' in the records that he took in his last years concerning the Nibutani Dam issue, which later became the Nibutani Dam trial. It concludes that Kaizawa's narrative of 'coexistence' was told in a specific local context, out of respect for the lived experience of Ainu land and people. Due to the urgent need to recognize the Ainu's existence in view of the circumstances at the time, Kaizawa also expressed a stereotypical version of 'coexistence' in an ETV television interview.

At first glance, these two narratives of 'coexistence' seem to be inconsistent. However, for Kaizawa, they both come from his deeply felt respect for his fellow Ainu. Through examining these two aspects of 'coexistence,' I hope to contribute to future discussions about 'coexistence' with the Ainu.

Keywords: Kaizawa Tadashi, Ainu, coexistence, Nibutani Dam issue

* Center for Ainu and Indigenous Studies, Hokkaido University